

山梨県公報

号外第七十七号

平成二十四年

十二月二十七日

木曜日

目次

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則	一
山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	三
山梨県養ほう振興法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	三

規則

山梨県規則第四十三号

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例(平成二十四年山梨県条例第七十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第二条 条例第二条第三号の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野若しくは保安林又は田若しくは畑であるものとする。ただし、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項の農地に該当するものを除く。

2 条例第二条第三号の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、賃借権及び使用貸借による権利とする。

(水源地域の指定等の案の告示)

第三条 条例第二十一条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

一 水源地域(その区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分)に含まれる土地

二 水源地域の指定又はその区域の変更の案の縦覧の場所、期間及び時間

三 条例第二十一条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する意見書(次条において「意見書」という。)を提出する場合の提出先及び提出期限(水源地域の指定等に係る意見書の提出)

第四条 意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した第一号様式による意見書を知事に提出してするものとする。

(水源地域の指定等に係る意見書の聴取)

第五条 知事は、条例第二十一条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の聴取(以下この条において「意見の聴取」という。)を行おうとするときは、その期日の十日前までに、条例第二十一条第四項の規定により縦覧に供された案について異議のある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事が指名する職員が主宰する。

3 意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

水源地域の指定（変更・解除）に係る意見書

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第21条第4項（第21条第8項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり意見書を提出します。

- 1 所有地その他利害関係を有する土地の所在地
- 2 利害関係の内容
- 3 意見

- 注
- 1 利害関係の内容を具体的に記載してください。
 - 2 所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付してください。

山梨県規則第四十四号

山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県行政組織規則の一部改正)

第一条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表森林環境部の部大気水質保全課の項第九号中「採取の適正化」を「保全」に改める。

別表第一の一の表森林環境部の部森林整備課の項第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 水源地域の保全に関する事。

別表第五林務環境事務所の項中第四十七号を第四十九号とし、第二十二号から第四十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 水源地域の保全に関する事。

別表第五林務環境事務所の項中二十号を二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 地下水の保全に関する事。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表森林整備課の項に次の一号を加える。

十一 山梨県 地下水及び 水源地域の 保全に関する 条例(平成 二十四年 条例第七十 五号)の施	1 第二十一条第一項の規定による水源 地域の指定			
	2 第二十一条第二項(同条第八項にお いて準用する場合を含む。)の規定に よる水源地域の指定に係る関係市町村 の長の意見の聴取			

行に関する
事務

3 第二十一条第三項(同条第八項にお
いて準用する場合を含む。)の規定に
よる水源地域を指定しようとする旨の
告示

4 第二十一条第五項(同条第八項にお
いて準用する場合を含む。)の規定に
よる意見書を提出した者の意見の聴取

5 第二十一条第六項(同条第八項にお
いて準用する場合を含む。)の規定に
よる水源地域の指定の告示及び市町村
の長への通知

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十五号

山梨県養ほう振興法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県養ほう振興法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県養ほう振興法施行細則(昭和三十年山梨県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県養蜂振興法施行細則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第四条第一項中「が許可証を亡失又はき損した場合は、遅滞なく第三号様式の再交付申請書をき損の場合にあつては、その許可証を添え、」を「は、許可証を亡失した場合にあつては第三号様式の再交付申請書を、許可証を毀損した場合にあつては当該許可証を添えた同様式の再交付申請書を」に改める。

本則に次の一条を加える。

(身分証明書)

第六条 法第九条第二項の身分を示す証明書は、第五号様式によるものとする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式(第1条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

電話番号

蜜蜂飼育届・飼育変更届

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、次のとおり、(蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届)を提出します。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
		1月1日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

注 1 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

2 飼育場所は、字・番地まで記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
通信連絡場所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

蜜蜂転飼許可申請書

次のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注 転飼しようとする場所は、字・番地まで記入すること。

「住所
転飼場所
通信連絡場所

樂川町警察付付「第3号様式」を「第3号様式(第4条関係)」に
「住所
通信連絡場所」に「亡失き損した」を「(亡失・毀損)した」に
「電話番号」に
「養ほつ振興法施行細則」を「山梨県養蜂振興法施行細則」に
第四号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

転飼成績報告書

山梨県養蜂振興法施行細則第5条の規定により次のとおり報告します。

飼育場所	蜂群数	転飼期間	採蜜量	採ろう量	蜜源及び流蜜の状態	摘要

第四号様式の次に次の一様式を加える。

(表)

↑ 9 センチメートル ↓	第 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">写真 縦 3.0 セン チメートル 横 2.5 セン チメートル</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 60%;">印</div>	
	職 名		
	氏 名		
	生年月日		
	養蜂振興法第9条第1項 の規定により立入検査を する職員の身分証明書		
	年 月 日交付		
	(有効期間 年)		
	山梨県知事 印		
	← 12 センチメートル →		

(裏)

養蜂振興法 (抄)

(報告及び立入検査)

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の八の表畜産課の項第十二号を次のように改める。

十二 養蜂振興法(昭和三十年法律第八十号)の施行に関する事務	1 第四条第一項の規定による転飼の許可				
	2 第九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査				

附則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。